

令和7年第27回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年6月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

農地部会長	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
	3番	梅津幸一君		5番	佐藤章平君
	6番	木村勝彦君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
	11番	田村秀司君		12番	川原英和君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋志君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	佐久間大樹君	主査	山内慶治君
主事	龍瀧宗良君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和 7 年第 2 7 回 美幌町農業委員会総会
令和 7 年 6 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 5 5 号	第 1 0 回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 5 6 号	第 9 回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第 5 7 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の 要件確認結果の報告について
日 程 第 8	議案第 9 9 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について
日 程 第 9	議案第 1 0 0 号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による 農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 1 0	議案第 1 0 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日 程 第 1 1	議案第 1 0 2 号	農地転用事業計画に係る変更承認申請について
日 程 第 1 2	議案第 1 0 3 号	現況証明願について
日 程 第 1 3	議案第 1 0 4 号	農業経営基盤強化促進法第 2 2 条第 1 項の規定による 農用地の買入協要請について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は１８名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和７年 第２７回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第１０条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第１、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第２１条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号１９番 日並委員、同じく議席番号１番 中川委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第２、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元にお配りしております議事日程のとおり報告３件、議案６件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号４番 佃委員、同じく議席番号７番 中村委員 本日欠席の旨、届出がありました。以上、諸般の報告を終わります。
議 長	日程第３、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日１日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日１日間と決定をいたします。
議 長	日程第４、「会務報告について」は議案２ページに記載のとおりであります。この中から５月２７日から３０日に東京で行われた全国農業委員会会長大会について報告をいたします。その内容ですが２８日午後からラインキューブシブヤにて行われ、提案された第１号議案から第４号議案について全て原案どおり承認されました。また、２９日にオホーツク農業委員会連合会独自要請行動として令和８年度 農業政策・予算に関する要望書を地元選出の武部代議士に手渡しました。なお、これら会議等の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと思います。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第５、報告第５５号「第１０回 振興部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長からの報告をお願いします。
振興部会長	第１０回 振興部会会議結果報告書。 振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第１１条第１項の規定により下記のとおり報告する。

	令和7年5月26日 美幌町農業委員会 振興部会長 小林寿美 美幌町農業委員会 会長 千葉正美様 記 1 案件 (1) 令和6年度 農地利用最適化推進状況その他事務の実施状況について (2) 令和7年度 農作物生育状況調査について 2 開催日時 令和7年5月26日 月曜日 午後2時12分～午後2時25分 3 開催場所 議事堂 4 出席者 わたくしほか9名、事務局、山内主査 5 会議結果につきましては事務局よりお願いします。
事務局	会議結果についてご報告いたします。(1) 令和6年度 農地利用最適化推進状況その他事務の実施状況につきましては毎年度設定しております、担い手への農地利用の集積集約、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進の3つについて目標を定めており、その実績を報告するもので参考資料1ページから5ページの内容について報告し、承認されております。(2) 令和7年度 農作物生育状況調査につきましては上期については先月ご案内しましたとおり7月2日水曜日、下期は8月20日水曜日となりました。また、送付済みであります、各ブロック長に上期作況圃場の選定要請をしております。ご説明は以上でございます。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第55号「第10回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第6、報告第56号「第9回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いいたします。
農地部会長	第9回 農地部会会議結果報告書。 農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和7年5月26日 美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一 美幌町農業委員会 会長 千葉正美様 記 1 案件 (1) 農地評定研修について (2) 農地パトロール一斉調査及び個別調査について 2 開催日時 令和7年5月26日 月曜日 午後2時10分～午後2時18分 3 開催場所 議会第1・第2説明員控室 4 出席者 わたくしほか8名、事務局、石澤主事補 5 会議結果につきましては事務局よりお願い致します。
事務局	会議結果についてご報告いたします。(1) 農地評定研修の実施につきましては令和7年6月13日金曜日 午前8時30分から午前11時までの予定で先日、実施いたしました。実施方法は1ブロック及び4ブロックから評定する研修圃場を選考していただきまして、全委員により評定方法の研修を行うことといたしました。(2) 農地パトロールの実施につきましても農地評定研修の実施日に合わせて実施することといたしました。内容は遊休農地、低利用農地の発見や無断転用の確認、農地法許可後における利用状況の確認などです。ご説明は以上でございます。
議長	ご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声) ご異議なしと認め、報告第56号「第9回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第7、報告第57号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	【議案に基づき説明】
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第57号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第8、議案第99号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 内容番号37号。
事 務 局	内容番号37号についてご説明いたします。本件は農地法第3条で使用貸借していた農地について契約内容を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は福住の〇〇さん、賃借人は福住の〇〇さん、土地の所在地は福住〇番〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和6年7月25日から令和11年7月24日までの5年間、合意解約年月日は令和7年6月1日、土地引渡日は令和7年6月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。 内容番号38号。
事 務 局	内容番号38号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は美富の〇〇さん、賃借人は美富の〇〇さんです。土地の所在地は美富〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和6年2月27日から令和13年3月31日までの7年間、合意解約年月日は令和7年6月1日、土地引渡日は令和7年6月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号38号は適当と認めます。 議案第99号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認に

	ついて」は適当と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第9、議案第100号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号159号。
事 務 局	議案第100号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。 農用地利用集積等促進計画の内容につきましては売買が2件、賃貸が2件となっております。それでは内容番号159号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は豊岡の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は豊岡の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊岡〇〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年7月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
9 番	内容番号159号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、大豆、馬鈴薯、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号159号は適当と認めます。 内容番号160号。なお、内容番号160号につきましては〇〇委員のご家族が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。 （ 〇〇委員 退席 ）
事 務 局	それでは内容番号160号についてご説明いたします。参考資料は9ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。 所有権の移転をする者は美富の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は美富の〇〇さんでございます。土地の所在地は美富〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年7月10日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
17 番	内容番号160号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受していた〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、馬鈴薯、甜菜、人参、長いもを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号160号は適当と認めます。 （ 〇〇委員 入席 ）

議 長	内容番号１６１号。
事 務 局	内容番号１６１号についてご説明いたします。参考資料は１０ページをご覧ください。 本件は賃貸案件でございます。 利用権の設定をする者は栄森の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は栄森の〇〇さん でございます。土地の所在地は栄森〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は 議案記載のとおりで、賃貸期間は公告日の令和７年７月１０日から令和１０年７月９日 までの３年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤 強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきま しては担当委員さんよりお願いいたします。
８ 番	内容番号１６１号につきましてはただいま事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが所有している農地を賃貸することになり、あっせん調整の結果 、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族３人で畑作３品、カボチャを作付けし 意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１６１号は適当と認めます。 内容番号１６２号。
事 務 局	内容番号１６２号についてご説明いたします。参考資料は１１ページをご覧ください。 本件は規模縮小に伴う新規の賃貸案件でございます。 利用権の設定をする者は田中の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田中の〇〇さん でございます。土地の所在地は田中〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細に つきましては議案１４ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期 間は公告日の令和７年７月１０日から令和１０年７月９日までの３年間でございます。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第３項の 各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんより願 いいたします。
３ 番	内容番号１６２号につきましてはただいま事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが規模縮小することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんに賃 貸するものです。〇〇さんは家族３人で畑作４品、人参を作付けし意欲的に営農されて おりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１６２号は適当と認めます。
事 務 局	最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。本日の農業委員会総会で承認 された後、北海道農業公社に対し町から促進計画案と農業委員会から農用地利用集積等 促進計画を定めるべき旨の要請書を併せて提出します。北海道農業公社において促進計 画が認可された後、町において公告されることとなっております。効力の発生は７月１ ０日を予定しています。なお、農業経営基盤強化促進法及び関連法の一部改正により、 令和７年４月以降の農地の貸借については北海道農業公社経由となっていることを申し 添えます。以上ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。
議 長	議案第１００号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積

	等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第10、議案第101号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号61号。
事 務 局	今月の案件は全2件で内容につきましては贈与が1件、賃貸借が1件でございます。 それでは内容番号61号についてご説明いたします。参考資料は13ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は青山北の〇〇さん、譲受人は瑞治の〇〇さんでございます。土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料14ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
16 番	内容番号61号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族2人でアスパラガスを作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月13日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号61号は適当と認めます。 内容番号62号。
事 務 局	内容番号62号についてご説明いたします。参考資料は15ページをご覧ください。本件は賃貸借案件でございます。 貸付人は福住の〇〇さん、借受人は福住の〇〇でございます。土地の所在地は福住〇〇番地〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料16ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
10 番	内容番号62号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この案件は個人から法人に賃貸している農地の賃貸料を変更するものです。〇〇さんは法人化し、小麦、甜菜、馬鈴薯、玉葱等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月26日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号62号は適当と認めます。 議案第101号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請通どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	日程第 1 1、議案第 1 0 2 号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題といたします。 内容番号 3 号。
事 務 局	内容番号 3 号についてご説明いたします。参考資料は 1 8 ページをご覧ください。本件は令和 5 年 1 1 月 2 2 日に許可した農地法第 5 条による農地転用案件で資材置場として造成するため令和 6 年 5 月総会に続き再度工事期間の変更を求めるものでございます。工事期間は許可日から令和 7 年 6 月末日となっておりましたが、変更申請理由欄に記載のとおり、工事資材の調達、人員の確保が困難なため、令和 8 年 6 月 3 0 日までに工期を変更するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 3 号は適当と認めます。 議案第 1 0 2 号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第 1 2、議案第 1 0 3 号「現況証明願について」を議題といたします。 内容番号 2 7 号。
事 務 局	内容番号 2 7 号についてご説明いたします。参考資料は 2 0 ページをご覧ください。所有者及び願出人は高野の〇〇さんでございます。土地の所在地は高野〇〇番〇、面積は〇〇、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
9 番	内容番号 2 7 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。 この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 6 月 1 3 日、中川委員、坂本委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 7 号は適当と認めます。 内容番号 2 8 号。
事 務 局	内容番号 2 8 号についてご説明いたします。参考資料は 2 1 ページをご覧ください。所有者及び願出人は田中の〇〇さんでございます。土地の所在地は田中〇〇番〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
3 番	内容番号 2 8 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この土地は〇〇さんの宅地の一部で相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 6 月 1 3 日、日並委員、山岸委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）

議 長	ご異議なしと認め、内容番号２８号は適当と認めます。 内容番号２９号。
事 務 局	内容番号２９号についてご説明いたします。参考資料は２２ページをご覧ください。 所有者及び願出人は紋別市の〇〇さんでございます。土地の所在地は青葉〇丁目〇〇番 〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては 確認委員さんよりお願いいたします。
１７番	内容番号２９号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この土地は区画整理がされている住宅街の中にあり、相当前から畑としては使われて おらず、農地・採草放牧地以外であることを５月２６日、中村委員、安藤委員とわたく しで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号２９号は適当と認めます。 議案第１０３号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定をいた します。
議 長	日程第１３、議案第１０４号「農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農 用地の買入協議要請について」を議題といたします。 内容番号１２号。
事 務 局	内容番号１２号についてご説明いたします。参考資料は２４ページをご覧ください。申 出者は稲美の〇〇さん、申請地は稲美〇〇番地〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整 の経過につきましては申出日が令和７年６月１日、利用調整を行った時期が令和７年６月 １日から令和７年６月１６日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公 益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号１２号は適当と認めます。 議案第１０４号「農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入 協議要請について」は適当と認めることに決定をいたします。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第２７回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	ご苦労様でした。 閉会 午後２時０３分

令和 7 年 6 月 2 5 日開催の第 2 7 回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第 2 2 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員